

## 【イギリス】授精及び発生学法案—21世紀の生命科学の規制

\* 1990年授精及び発生学法は、人工授精及び胚細胞研究を統括する法律である。政府は、2007年11月8日、近年の医学技術進歩を反映させ、同法律を改正する目的で同名の法案を上院に提出した。宗教団体の圧力などから、法案に含まれる人細胞と動物細胞の合成、移植前の胚細胞の検査、親の定義等の規定については、党議拘束のない採決が行われることとなった。

### 1 背景

1990年授精及び発生学法（Human Fertilisation and Embryology Act 1990 (c.37)）は、1978年の世界初のIVF（体外授精）を挟んだ20年間にわたる胚性学に関わる議論の集積を反映し、この分野の研究、医療に関する社会的に許容可能な最低限の規則を定めた法律である。法律は体外における胚細胞の作成、貯蔵、利用を伴う治療及び研究、さらに精子、卵子、胚細胞の貯蔵及び寄贈を授精・発生学局に統轄させ、人間胚細胞の動物への移植、女性への人間以外の精子、卵子、胚細胞の移植等を禁止している。

同法は幾度となく改正を受けており、治療用クローン作成や、胚性幹細胞（ES細胞）の研究は、授精・発生学局の認可制度に基づいて行なうことが可能となっている。

政府は、産み分け等を可能とする技術の発展、社会の人工授精又は胚細胞研究等に対する考え方の変化を踏まえ、2004年から大規模改正のための検討を開始した。2005年下半期の公開協議、2006年末の白書刊行、2007年5月の法案草案検討を経て、2007年11月8日、授精及び発生学法案が上院に提出された。法案は2008年2月4日に上院を通過し、現在下院の第二読会を控えている状況である。

### 2 授精及び発生学法案の概要

同法案は3部69条附則8から構成される。以下に、授精及び発生学法案によって導入される主要な改正を解説する。

#### 改正点1：人間混合胚を扱う枠組みの制定

法案は、授精・発生学局の認可に基づいて、人間混合胚（human admixed embryo）の研究を行う正式な枠組を定める。研究の期間は原始線条の発生するまで、又は混合胚作成から14日以内（胚細胞研究と同じ）の短い方と決められており、人間混合胚を人間の女性又は動物に移植することは禁止される。人間混合胚とは、人間と動物の胚細胞を合成させたキメラ胚、動物の精子によって人間の卵子を授精させた（あるいはその逆の）ハイブリッド胚、核を削除した動物の卵子に人間のDNAを挿入した細胞質ハイブリッド胚（サイブリッド胚と呼ばれる）等を全てカバーする定義である。この中でも特にサイブリッド胚の研究は、アルツハイマー病、パーキンソン病、運動ニュー

一ロン疾患の研究に大いに役立つといわれている。現在この種の研究の認可は、授精・発生学局の判断に委ねられており、4月2日には長い公開協議の末同局が認可した実験の成果が発表されている。

政府は、始めのうちは人間混合胚研究の認可には消極的で、法案草案の段階では禁止化を規定する意向であったが、医学界及び患者団体からの強い圧力で今回の法案に規定が含まれることとなった。その一方で、カトリック教会を中心とする反対論者は、人間混合胚の研究が生命の尊厳を弄ぶものであると強く訴え、ブラウン首相に個人の倫理観に委ねられる規定に関しては、党議拘束のかからない採決を行うべきと主張した。カトリック信者の閣僚が辞任することを恐れた首相は、3月25日にこの主張を受け入れ、混合胚関連を含めた幾つかの規定で自由投票を認めた。

#### 改正点2：移植前の胚細胞の検査

現行法において、人工授精の移植前の胚細胞を検査することに関する明確な規定はなく、授精・発生学局が事例毎に認可権限を行使しているが、その判断が裁判に持ち込まれたこともある。法案は死産又は遺伝性疾患の可能性、性別等について検査を行うことを可能としている。遺伝子疾患や性別の検査については、家族の病歴で特定の病気（性別検査の場合は乳癌等）にかかり易いことが証明されていなければならない。遺伝子疾患の可能性が高い胚細胞、又は特定の病気にかかり易い性の胚細胞を選ぶことは禁止される。またこのような健康上の理由以外で、子どもの性別を選択する措置は禁止される。

#### 改正点3：ミトコンドリアの移植

2人の女性によって提供された卵子又は胚を、女性に移植するための規則制定を可能とする。これは、具体的には母親の卵子の核をドナーの卵子に移植することでミトコンドリアに関係した病気を回避するためのものである。医学関係者は、イギリスの子供の1万人に1人がこの種の病気に苦しんでおり、子供の遺伝子構成の99.99%は母親のものであると論じているが、反対論者は母親が2人存在し複雑な状況を生み出しかねないとして批判している。

#### 改正点4：親の定義 同性婚者のIVF利用拡大

これまでは人工授精を行なうにあたって、医者は子どもの「父親の必要性」を考慮しなければならないと規定されてきた。法案はこれを「支援的親業」に置き換え、女性同士のカップル又は独身女性がIVF治療を受け易い環境を整えている。また、シビルパートナーシップを結んでいる女性カップルの場合、子どもを産んだ女性とパートナーの女性が自動的に親として記録される。従来の「父親の必要性」に関わる制約は、同性愛者又は子どもが欲しい独身女性を完全に排除していたわけではないが、差別的との批判があり、また2004年シビル・パートナーシップ法制定により、実質的同性婚が制度化されたことがこれらの改正案につながった。しかし、宗教団体及び社会の伝統的価値観を重んじる人々は、この規定を不自然でいびつな家族を生み出すと非難している。

(岡久 慶・海外立法情報課)